

【審議事項】令和7年度公民館等事業実施方針について

【教育振興基本計画】

●基本理念

令和4年3月に策定された第2期印西市教育振興基本計画（令和4年度から令和7年度の計画期間）では、基本理念を「**だれもが輝き ともにばたく いんざいの学び**」とし、施策を実施していくにあたり、次の3つの基本方針で取り組むこととしています。

●基本方針

1. 学校・家庭・地域が連携強化し、未来を拓く子どもを育む教育の推進

子どもたちの生活の場である学校、家庭、地域、支援機関等の連携を強化し、たくましく生きる子どもたちを育む教育を充実させます。

2. 市民が学びあい・活かしあい、誇りと愛着が持てる学びの推進

すべての市民の生涯学習環境を充実させ、それらの学習や活動成果を活かして互いが地域社会に参画する生涯学習環境の構築を目指します。また、学びを通じて、生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりなどが地域に広がるような取組を推進します。

3. すべての市民の健やかな心と体を育む学びの推進

幼児期から高齢期まで、健やかな心と体を育むために、「知」「徳」（学校教育・生涯学習・文化・芸術）「体」（運動・食育）の総合的な学習を、市民一人ひとりの一生涯を通じて支援する学習環境の整備を推進します。

●基本目標と主な取組

基本理念及び基本方針を実現するため、次の体系で取り組んでいきます。

基本目標		主な取組		主な事業	
1	知・徳・体の調和のとれた教育を推進し、生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む（学校教育）	1	子どもたちの学ぶ力を育む	1	個性や能力を伸ばす教育の推進
				2	教職員研修（主任・層別等）の充実
				3	指導法等の研修の充実
				4	校内研修の支援
				5	教育課題調査・研究・開発
				6	教育研究団体支援事業
				7	幼児教育の充実
				8	読書活動推進のための学校図書館の整備
				9	市立図書館との連携事業の開催
				10	国際理解教育の推進
				11	特別支援教育及び支援体制の充実
				12	教育支援の推進
				13	キャリア教育の推進
	2	子どもたちの豊かな心を育む	1	道徳教育の充実	
2			人権教育の推進		
3			文化・芸術体験事業の充実		

				4	体験活動の充実	
				5	郷土愛を育む教育の推進	
				6	適応指導教室事業の推進	
				7	教育相談の充実	
		3	子どもたちの健やかな体を育む		1	学校体育の充実
					2	運動部活動の充実
					3	健康教育の推進
					4	学校保健会の活動の充実
					5	健康診断の実施と事後措置の徹底
					6	小児生活習慣病の予防
					7	口腔衛生事業の推進
8	保健室機能の充実					
9	学校環境衛生の充実と感染症対策の徹底					
10	食に関する指導の推進					
11	学校給食の充実					
2	子どもたちが安全で安心できる生活を送り健やかに成長できるよう、教育環境を充実させる（教育環境）	1	教育環境整備の充実	1	安全な学校・幼稚園施設等の充実	
				2	就学援助の充実	
				3	修学旅行費補助事業	
		2	学校の適正規模・適正配置の推進		1	学校の適正規模・適正配置の推進
					3	情報化社会に対応した教育の推進
		4	信頼される学校づくり		1	ICT環境の整備と活用
					2	情報教育の推進
					1	安全教育の充実
					2	児童生徒・園児の安全確保
					3	通学路の安全確保
4	学校管理下における災害共済給付					
5	学校情報公開と地域の連携					
6	働き方改革の推進					
3	市民が様々な文化や芸術に触れることができるとともに、先人の残した文化遺産の価値や意義を次世代に適切に継承する（文化・芸術）	1	文化・芸術活動の推進	1	文化・芸術事業の充実	
				2	文化・芸術活動の支援	
				3	子どもたちの文化・芸術活動の充実	
				4	文化・芸術活動を支える人材育成の推進	
		2	文化財の保護・活用の推進		1	指定文化財保護事業
					2	文化財基礎調査事業
					3	埋蔵文化財の保護事業
					4	文化財の活用事業
					5	印旛歴史民俗資料館運営事業
					6	郷土資料の収集・保存・展示

		3	市史編さん事業や地域史料の保存	1	市史編さん事業
				2	地域史料の保存及び活用
				3	歴史公文書の収集、整理保管
4	市民が生涯を通して学ぶことができるとともに、地域で子どもたちを守り育てる（生涯学習・青少年健全育成）	1	多様な学習機会の提供	1	生涯学習情報の提供
				2	市民アカデミーの充実
				3	公民館・地域交流館主催事業の充実
				4	生涯学習まちづくり出前講座の充実
				5	産学官民の連携・協力
				6	社会教育関係団体の支援
		2	図書館サービスの充実	1	図書館サービスの充実
				2	子ども読書活動の推進
		3	生涯学習施設の整備・充実	1	生涯学習環境の整備・充実
		4	家庭と地域の教育力向上と青少年の健全育成	1	家庭教育学級の充実
				2	こども110番の家の推進
				3	青少年健全育成大会の実施
				4	地域ぐるみさわやかコミュニティ推進事業の充実
				5	放課後子ども教室の実施
				6	二十歳を祝う会の実施

【公民館等に求められる機能】

公民館は、多様な学習機会や集会の場の提供など地域における市民の学習需要に総合的に応える社会教育施設であり、また、地域社会の形成や地域文化の振興にも貢献するなど、市民の日常生活に最も身近な生涯学習のための施設としての役割を担っている。

①学習情報の提供

地域住民の各種学習活動を支援し促進するためには、学習需要の把握に努め、必要な情報を的確に提供するようにすることが必要である。

②地域の活動拠点としての役割

核家族化等、社会構造が変化する中で、地域連帯意識が希薄化し、日常生活において地域社会とのつながりが少なくなっていることが指摘されている。このような状況の中、公民館には地域活動拠点の一つとして、地域連帯意識の形成に資する役割が期待されている。

③多様な学習機会の提供

公民館が各種の学習機会を提供する場合、学習テーマ、実施形態、実施工法等について市民の学習需要に基づくなど、市民の自発的意思に基づき、人生のあらゆる時期に、必要に応じ自己に適した方法を自ら選び学習ができるよう多様な学習機会を提供することが求められる。

④サークル等への支援

公民館は、市民の自発的な学習活動を奨励したり支援したりすることが求められる。そのため、主催事業終了後に、自発的な学習サークルを作るきっかけができるよう配慮したり、それらのサークルの育成、支援に努めたりすることが求められる。

⑤学習活動成果発表の場の提供

学習意欲の向上や学習活動の奨励のため、学習成果が活用される場の提供やそれらの事業の実施のための側面支援が求められる。

⑥他の関係機関等との連携

公民館が多様な学習需要に対応していくには、市内の他の公民館との連携はもとより他の学習関連機関等との連携・協力を積極的に推進していく必要がある。

【令和7年度公民館及び地域交流館の事業方針】

いつでも、どこでも、だれもが生涯にわたり様々な分野で学び続けられる生涯学習のまちづくりを推進するため、公民館・地域交流館は、市民のために実際の生活にあった教育や学術、文化などの事業を行うことにより、市民の教養を向上させ、健康を増進し、情緒を豊かにすることを目指し、ひいては生活文化の振興、社会福祉の増進に貢献することを目的とする。

この目的を達成するため、社会や地域の課題・要望をとらえて、対象に合わせた講義や体験など様々な形式で各種事業を展開する。

(1) 公民館及び地域交流館主催事業

主催事業については、市民ニーズや社会的課題をとらえた事業の実施や、子ども対象事業、大人対象事業、公民館等利用サークル連絡協議会・大学・青少年相談員等の社会教育関係団体や行政等との共催事業の充実を図り、地域の特色を生かした市民の社会教育・生涯学習を推進する。

立案にあたっては、「知」（教養や情報等）、「徳」（趣味や癒し等）、「体」（健康や運動等）のバランスを考慮し、公民館等が設置されている地域の特色を生かした内容となるよう配慮する。

令和7年度の主催事業については、継続事業では内容を検証し、新規事業では、昨年に引き続き「生活」を全館共通テーマとして掲げ、検討していくこととする。

また、募集の方法については、引き続き電子申請システムの活用を図るなど、利便性の向上について検討していくこととする。

(2) 団体育成事業

①利用サークル等への指導及び支援

各利用サークル及び団体が、自主的かつ円滑な学習が行えるよう、必要に応じて指導及び助言を行う。また、施設の保全改修工事に伴う休館期間においては、当該施設利用団体が、他の公民館等を使用してスムーズに活動が継続できるよう指導及び支援する。

②公民館及び地域交流館利用サークル連絡協議会への指導及び支援

加盟サークル間の相互理解・交流・地域コミュニティの醸成を達成するため、自主運営を尊重し、必要に応じて指導及び支援を行う。

③利用サークル連絡協議会が行う「まつり」への支援

公民館利用サークル連絡協議会加盟サークルが活動成果の発表を行う「まつり」を円滑に運営できるように支援する。

④公民館等講座修了者の自主活動への指導及び支援

公民館等講座修了者の自主活動に対して、円滑に学習できるよう、必要に応じて指導及び支援を行う。

(3) 個人学習支援事業

市民の個人学習の推進を図るため、公民館・地域交流館事業に差し支えない範囲で、個人学習の場の提供を行う。

現在、個人学習室を常設している施設は、中央公民館、そうふけ公民館、印旛公民館、本埜公民館、中央駅前地域交流館で、小林公民館においては、個人学習室を常設しないが、当日の空き部屋を個人学習の場として利用できるよう配慮することで、施設全体の各部屋を有効活用している。

(4) 貸館事業

市民や利用サークル・団体等に、社会教育・生涯学習・会議・交流の場を提供し、公民館・地域交流館を地域の生涯学習拠点施設とする。自発学習・交流を通して、地域コミュニティの醸成を図り、社会教育・生涯学習の推進に努める。

団体等の活動時に使用可能な Wi-Fi 設備を予算の範囲内で整備・提供し、利便性の向上を図る。